



2025年3月期 有価証券報告書
サステナビリティ情報開示分析

SSBJ基準対応状況 調査レポート

EY新日本有限責任監査法人
2026年1月26日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

調査の概要

調査の背景	<p>2025年3月、サステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」)が公表され、SSBJ基準に基づく開示を検討する際の参考資料として、「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」(2025年3月期提出用)も公表されました。このような状況の中、各企業のサステナビリティ情報開示において、SSBJ基準がどの程度考慮されているかを把握することを目的として、有価証券報告書におけるSSBJ基準関連キーワードの調査を実施しました。</p>
調査項目	<p>(1). 適用基準に関するキーワードの有無:「リスク及び機会の識別」「SASB」「GRI」「ESRS」「CDSB」 (2). 気候基準に関するキーワードの有無:「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」「経営支配力」「財務支配力」「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」</p> <p>※調査項目の選定に当たっては、SSBJ基準の適用に際し、まず検討が必要となると考えられるリスク及び機会に関する情報に関する項目(1)を設定しました。加えて、開示初年度においては、気候関連のリスク及び機会のみの情報開示が可能となる「気候ファースト」の経過措置を適用する企業も一定数存在すると想定し、気候関連の開示に関する項目(2)も対象としています。</p>
調査対象とした 有価証券報告書の 目次	<ul style="list-style-type: none">■「サステナビリティに関する考え方及び取組」■「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」■「事業等のリスク」 <p>※「サステナビリティに関する考え方及び取組」を基本としていますが、調査項目(1)に関してはリスク及び機会に関する情報に関する記載が他の項目に含まれる場合がみられるため、対象範囲を拡大しています。</p>
調査方法と 留意点	<p>本調査は有価証券報告書のテキスト情報を対象としたキーワード検索により実施しています。そのため、画像として貼り付けられた情報は検索対象外となります。また、SSBJ基準に沿わない記載でも、キーワードが含まれていれば該当と判定される場合があるため、調査結果の解釈に当たっては一定の留意が必要です。</p>

調査の概要

対象企業	2025年3月末日時点で、各企業の直近年度末における時価総額が5千億円以上であった東証プライム市場上場企業293社を対象としています。		
	企業の開示傾向をより詳細に把握するため、セクター別の結果も示しています。セクタ一分類に当たっては、東証33業種分類を基にTOPIX17の枠組みを考慮し、業種を集約しています。		
セクタ一分類	セクタ一分類	東証33業種分類	社数
	1. 食品	食料品	14
	2. エネルギー・資源	鉱業、石油・石炭製品、鉄鋼、非鉄金属、電気・ガス業	20
	3. 建設・不動産	建設業、ガラス・土石製品、金属製品、不動産業	27
	4. 素材・化学	繊維製品、パルプ・紙、化学	21
	5. 医薬品	医薬品	10
	6. 機械・自動車	機械、輸送用機器、ゴム製品	34
	7. 電機・精密	電気機器、精密機器	40
	8. 情報通信・サービスその他	その他製品、情報・通信業、サービス業	46
	9. 運輸・物流	陸運業、海運業、空運業	19
	10. 商社・卸売	卸売業	12
	11. 小売	小売業	22
	12. 金融	銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業	28
合計			293

略称

内閣府令	企業内容等の開示に関する内閣府令	GRIスタンダード	グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準 (Global Reporting Initiative Standards)
SSBJ	サステナビリティ基準委員会	SASBスタンダード	サステナビリティ会計基準審議会基準 (Sustainability Accounting Standards Board Standards)
SSBJ基準	サステナビリティ基準委員会が設定するサステナビリティ開示基準の総称	CSRD	企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive(EU指令))
適用基準	サステナビリティ開示ユニバーサル基準 「サステナビリティ開示基準の適用」(2025年3月公表)	ESRS	欧州サステナビリティ報告基準 (European Sustainability Reporting Standards)
一般基準	サステナビリティ開示テーマ別基準第1号 「一般開示基準」(2025年3月公表)	TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
気候基準	サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 「気候関連開示基準」(2025年3月公表)	CDSB	気候情報開示基準審議会 (Climate Disclosure Standards Board)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)	GHGプロトコル	温室効果ガス・プロトコル (Greenhouse Gas Protocol)

適用基準に関するキーワードの調査結果と課題 「リスク及び機会の識別」「SASB」「GRI」「ESRS」「CDSB」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(1/5)

検索
ワード

リスク及び機会の識別^{*1}

選定理由 SSBJ基準に基づいて、何をサステナビリティ関連財務情報として開示すべきかを決定する最初のステップ

*1 「リスク及び機会の識別」と同義とみなし、「リスクおよび機会」「リスクと機会」「の特定」「を識別」「を特定」などの揺らぎ表現もカウント対象としている。

調査結果

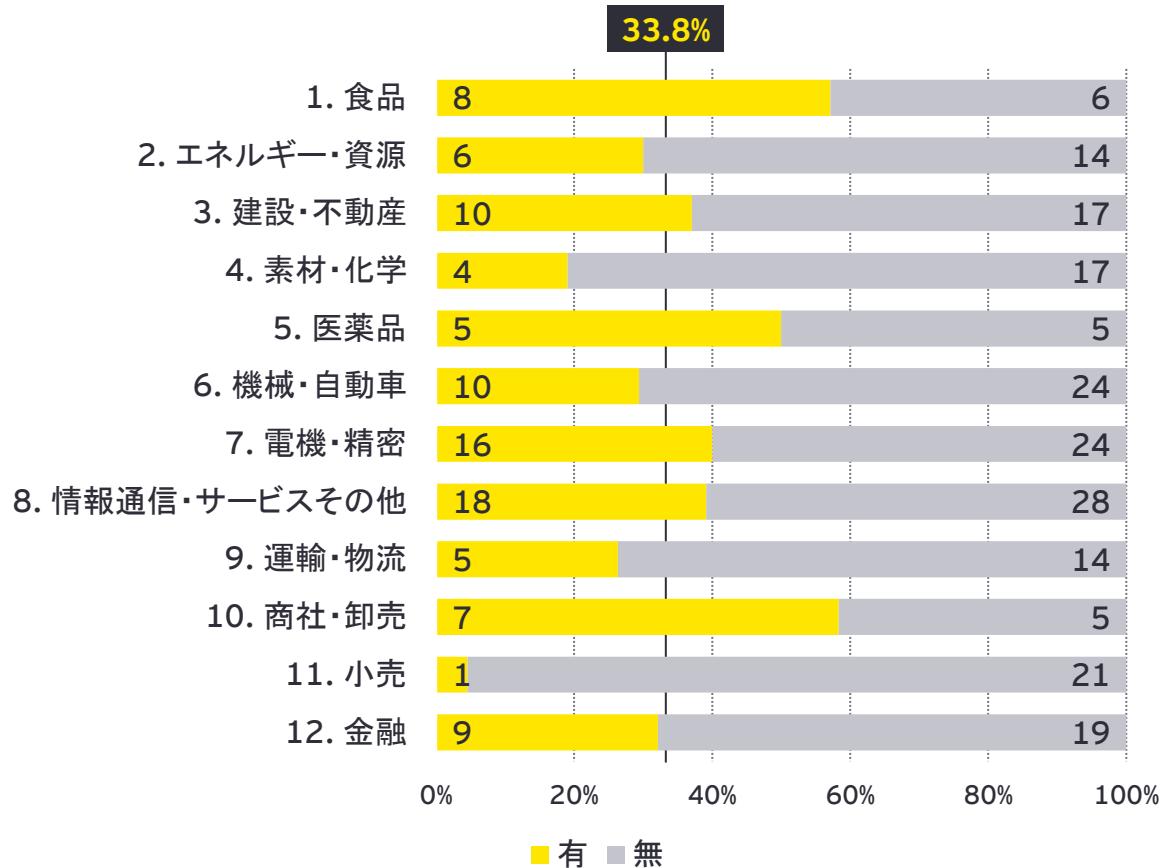
合計 99社 (平均 33.8%)	サステナビリティに関する考え方及び取組: 94社 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等: 0社 ^{*2} 事業等のリスク: 5社 ^{*2}
--------------------------------	--

*2 サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、および、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

- 記載する企業数が多いのは、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂を契機にTCFDに基づく気候関連開示を進めてきた企業に加え、2023年の内閣府令改正により、全企業に対して「リスク管理」に関する記載として「リスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス」に関する記載が求められるようになった結果と考えられます。一方、分析からは「リスク及び機会の識別」に関する記載が進んでいない企業も一定数存在すると推察されます。
- SSBJ基準においても、開示すべき情報の識別では、まず「リスク及び機会の識別」が求められており、現時点で記載がなされていない企業は、今後の制度対応に向けて準備を進める必要があります。

基準の解説はP11



サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(2/5)

検索
ワード

SASB

SASBスタンダード: IFRS財団が2023年12月最終改訂を公表。77の産業別のサステナビリティ開示基準で構成される。
選定理由 リスク及び機会を識別するにあたり「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスの情報源

調査結果

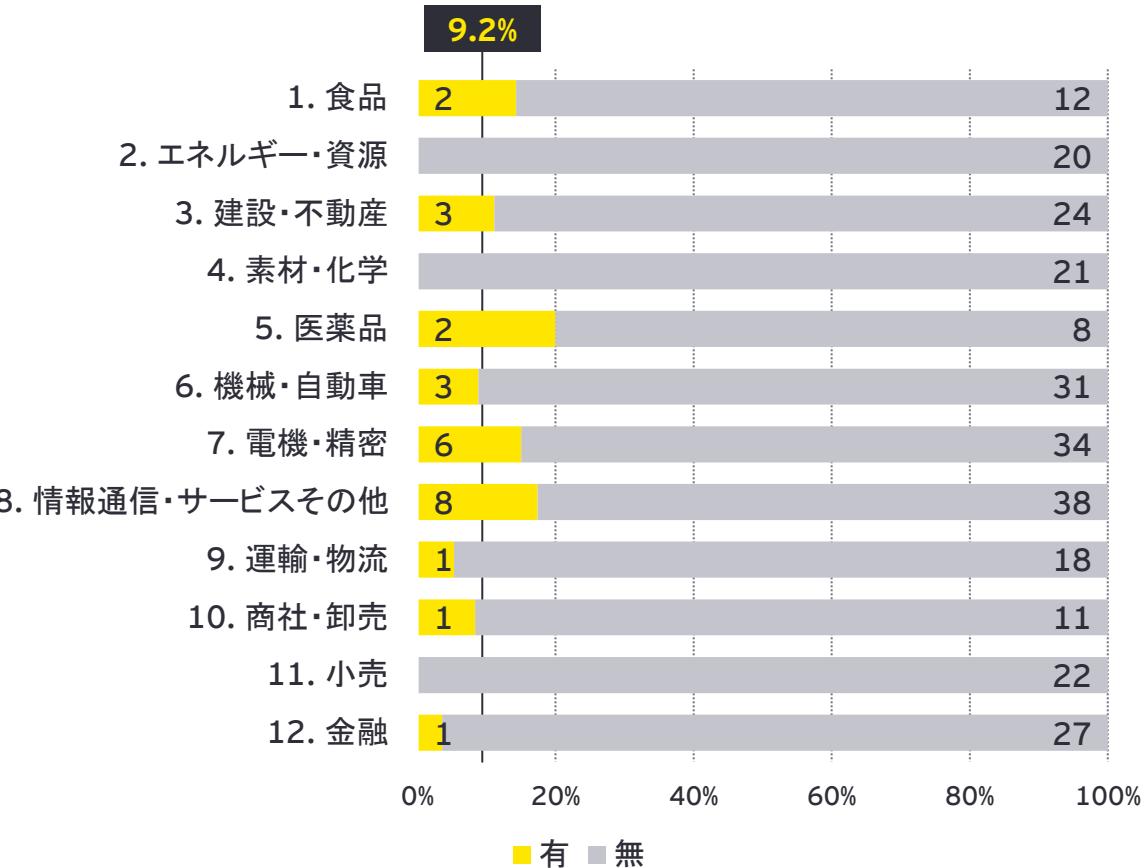
合計 27社	サステナビリティに関する考え方及び取組: 25社
(平均 9.2%)	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等: 2社*
	事業等のリスク: 0社*

* サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、および、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

- 現状では記載がない企業が大多数を占めており、当該キーワードが含まれる開示は、9.2%でした。
- SASBスタンダードを考慮して開示していない会社は、SSBJ基準に基づき、SASBスタンダードを参照し、その適用可能性を検討するプロセスを構築することが必要です。
- なお、IFRS S1の付属ガイダンスIG14では「SASBスタンダード」によって具体的に扱われていない活動が存在する場合に言及されています。SASBスタンダードの参照だけでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するという目的において十分でない場合には、他の情報源等を検討して、適切にリスク及び機会を識別する必要があることにも留意が必要です。

基準の解説はP12



サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(3/5)

検索
ワード

GRI

GRIスタンダード: GRIグローバル・サステナビリティ基準審議会(GSSB)が公表する「GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード」。
選定理由 リスク及び機会に関する情報を識別するにあたり「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイドンスの情報源

調査結果

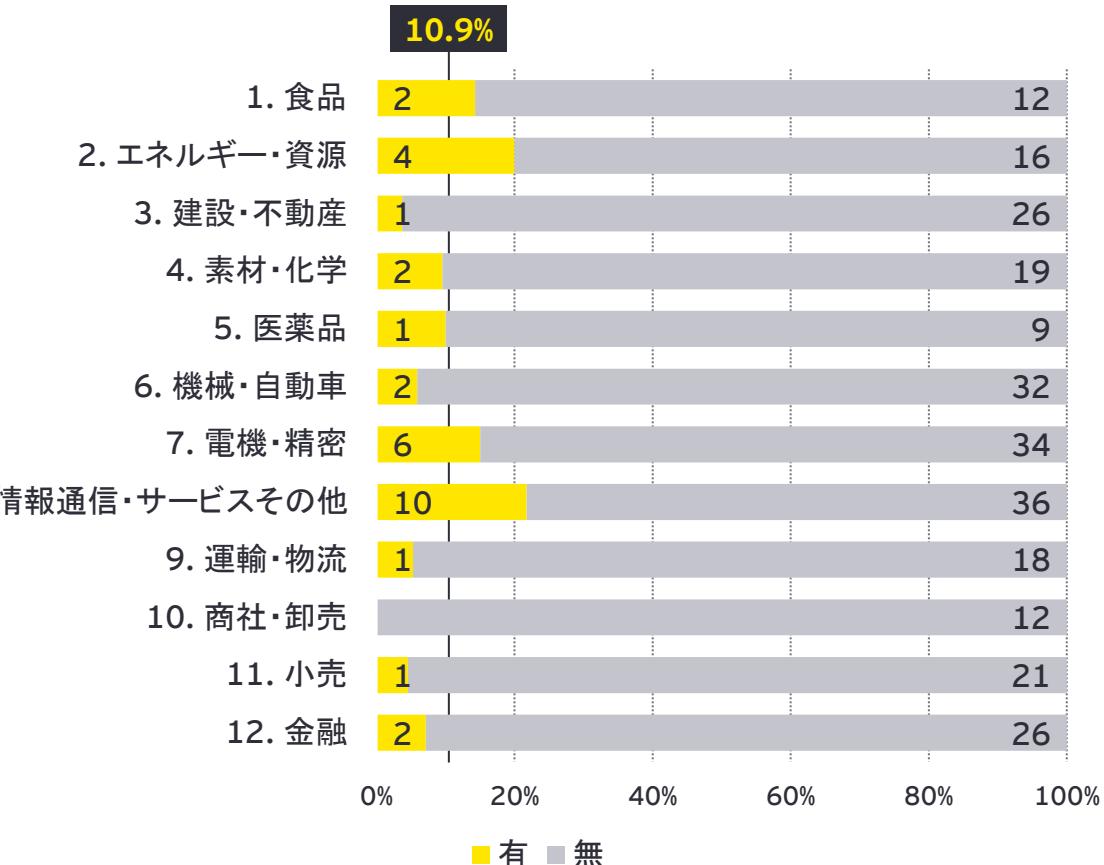
合計 32社 (平均 10.9%)	サステナビリティに関する考え方及び取組: 31社 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等: 0社* 事業等のリスク: 1社*
--------------------------------	--

* サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、および、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

- 全体の10.9%の企業で記載が見られ、「SASB」を記載する企業よりも多い結果となりました。これは、欧州のCSRD適用等も見据えて、従前よりGRIのインパクトマテリアリティに基づいた、あるいは、考慮した重要性(マテリアリティ)評価を実施してきた企業が多いためと考えられます。
- SSBJ基準における定めを満たすためには「GRIスタンダード」に従って作成された報告書を単純に再利用することはできません。識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報について開示する際には、SASBスタンダードの考慮に加えて、GRIスタンダードを参照し、SSBJ基準における定めと矛盾しない範囲で適用可能性を考慮することができます。
- これまでGRIスタンダードに従って重要性(マテリアリティ)評価を実施してきた企業は、SSBJ導入に向けて「重要性があるリスク及び機会」を改めて検討することが必要になると思われます。

基準の解説はP14



サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(4/5)

検索
ワード

ESRS

ESRS: 欧州連合(EU)の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に定められる「欧洲サステナビリティ報告基準」。

選定理由 リスク及び機会に関する情報を識別するにあたり「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイドンスの情報源

調査結果

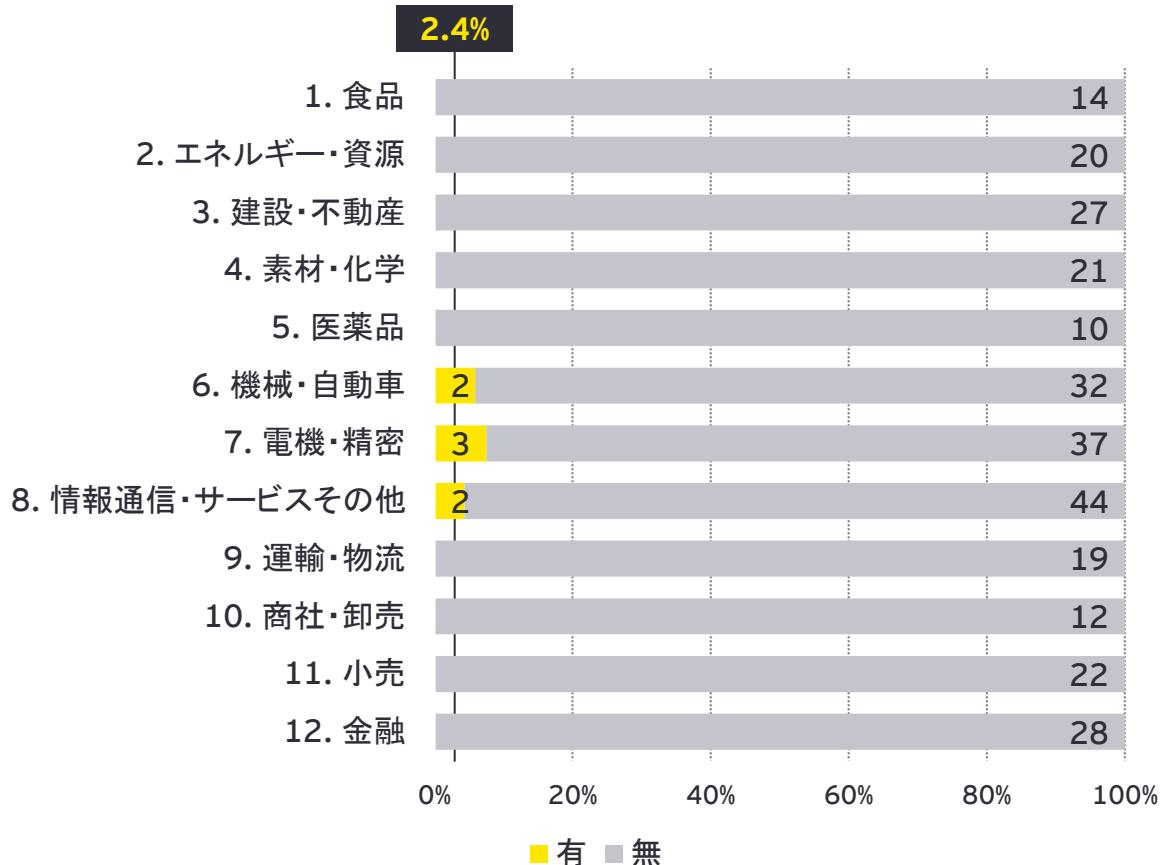
合計	サステナビリティに関する考え方及び取組: 6社
7社	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等: 1社*
(平均 2.4%)	事業等のリスク: 0社*

* サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、および、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

- ESRSは、GRIと概念的に整合したインパクトマテリアリティと、財務的マテリアリティの双方を考慮するダブルマテリアリティの考え方を採用しています。記載が見られた7社のうち、GRIに関する記載もあった企業は2社です。
- SSBJ基準における定めを満たすためにはESRSに従って作成された報告書を単純に再利用することはできません。前ページのGRIと同様にESRSについても、SSBJ基準における定めがない場合に、SSBJ基準の定めと矛盾しない範囲で「参照し、適用可能性を考慮することができる」とされています。これは、GRIまたはESRSともに財務報告の想定利用者より幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図しているため、GRIまたはESRSを単純に利用することで、SSBJ基準で要求している重要性がある情報を、重要性がない情報で不明瞭にしないことを意図したものです。
- 基準の作成意図を踏まえて、SSBJ基準で要求している重要性がある情報が開示されるよう検討が必要となります。

基準の解説はP14



サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(5/5)

検索
ワード

CDSB

CDSBフレームワーク適用ガイダンス: IFRS財団が公表する「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」。

選定理由 リスク及び機会に関する情報を識別するにあたり「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスの情報源

調査結果

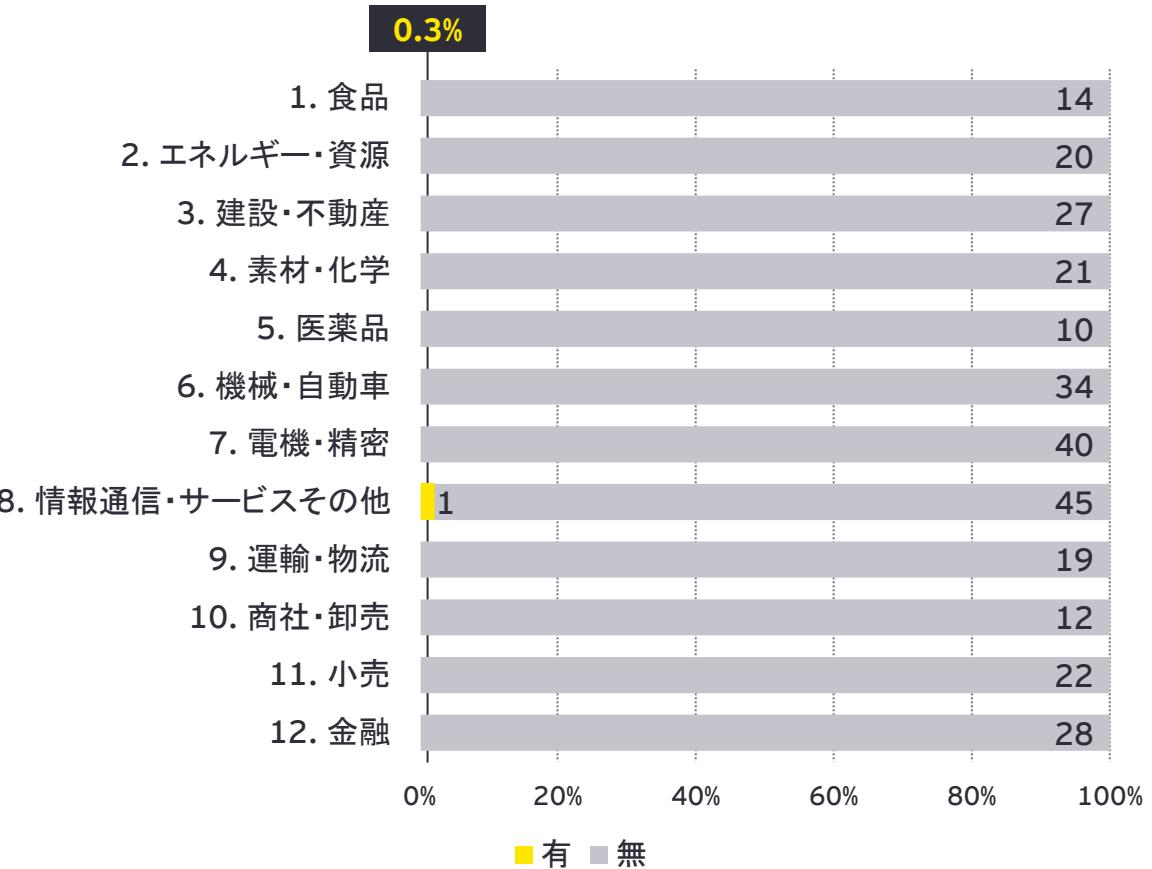
合計	サステナビリティに関する考え方及び取組: 1社
1社	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等: 0社*
(平均 0.3%)	事業等のリスク: 0社*

* サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、および、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

- 1社のみ記載が見られました。
- SSBJ基準では、CDSBフレームワーク適用ガイダンス(「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」)を「参照し、適用可能性を考慮することができる」と明示しているため、水リスクや生物多様性リスクが高いセクターでは、今後参照し、考慮され、記載が増えることも考えられます。
- ISSBでは、「生物多様性、生態系及び生態系サービス(BEES)」のリサーチ・プロジェクトが進行中です。

基準の解説はP14



適用基準に関するキーワードの概要解説

「リスク及び機会の識別」「SASB」「GRI」「ESRS」「CDSB」

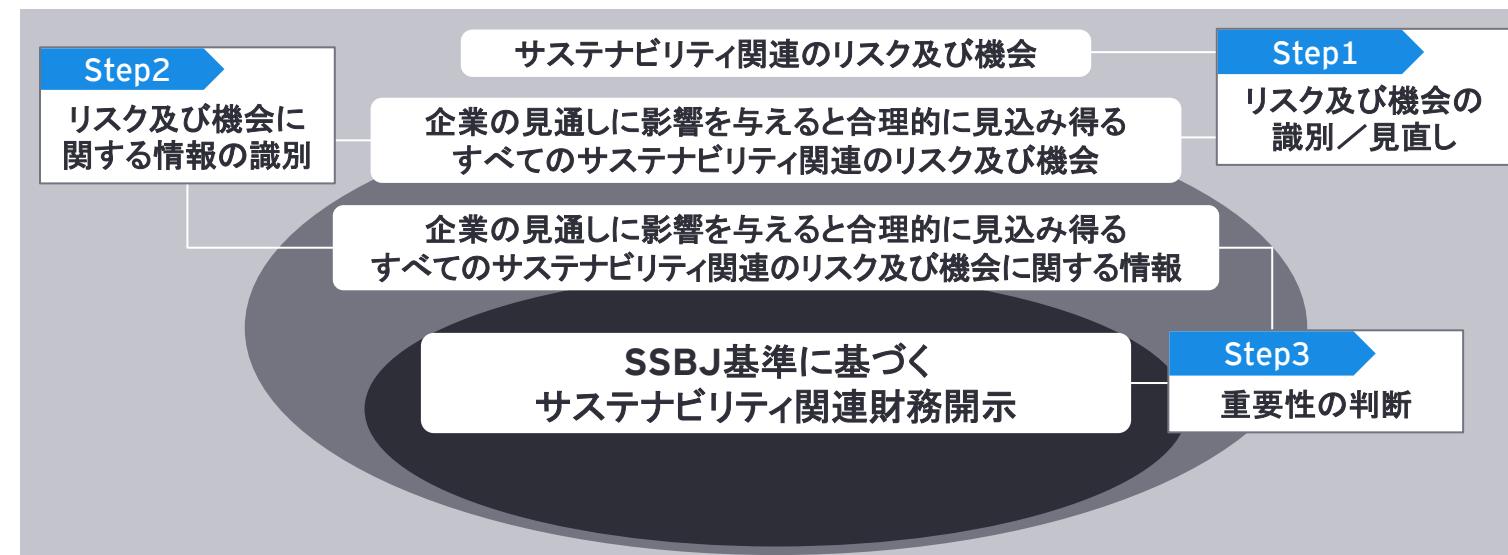
検索
ワード

リスク及び機会の識別

I. 原則

サステナビリティ関連財務開示は、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報」を開示しなければならない(適用基準 第 34 項)。当該情報を開示するにあたり、次のことを行わなければならない(同 第 35 項)。

- (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
- (2) バリュー・チェーンの範囲の決定
- (3) 識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別



出所: SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料 www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf
(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(2/5)

検索
ワード

SASB、CDSB

II. サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業は、自社の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別しなければならない(適用基準 第 36 項)。当該リスク及び機会を識別する際、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない(第 32 項)が、情報の網羅的な探索を行う必要はない(同 第 39 項)。

当該リスク及び機会を識別するため、第40項から第43項におけるガイダンスの情報源に関する定めを適用しなければならない(同 第 37 項)

Step1 リスク及び機会の識別

必須

リスク及び機会を識別するにあたりSSBJ基準を適用しなければならない(第40項)

必須

「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」

- 産業別基準であるSASBスタンダードにおける企業に関連する産業の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない(第41項及び第42項)
- 考慮した結果、適用しないと結論付ける場合もある(第41項)

任意

「参照し、その適用可能性を考慮することができる」

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」(第43項)
- 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体(ISSBを含む)による直近の公表文書「他の基準等」
- 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業「同業他社等」によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

出所: SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(3/5)

III. バリューチェーンの範囲の決定

識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、バリュー・チェーンの範囲を決定しなければならない(適用基準 第 46 項)。

この範囲の決定にあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない(同 第 47 項)。

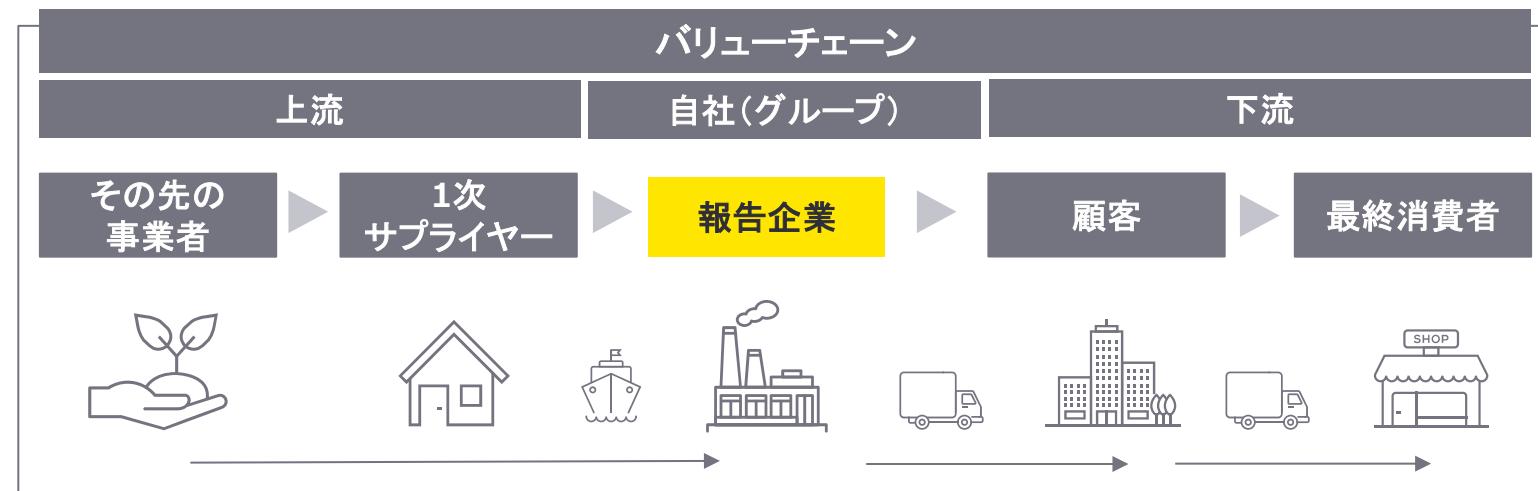


「バリューチェーン」とは

報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関する、相互作用、資源及び関係のすべてをいう(適用基準 第 4 項)。

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了まで、企業が利用し依存する、次のような相互作用、資源及び関係が含まれると考えられる(同 BC 92 項)。

- (1) 企業の事業における相互作用、資源及び関係(人的資源など)
- (2) 企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおける相互作用、資源及び関係(材料及びサービスの調達、製品及びサービスの販売及び配送など)
- (3) 企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境



出所: 環境省「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～詳細解説」を基にEY作成

具体的には、報告企業の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流などの上流での活動や、最終消費者による使用、消費などの下流での活動がバリューチェーンの範囲に含まれると考えられる。

検索
ワード

GRI、ESRS

IV. 識別したリスク及び機会に関する
重要性がある場合の情報の識別

企業は、自社の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない(適用基準 第48項)。

Step2 リスク及び機会に関する情報の識別

識別したリスク又は機会に具体的に適用されるSSBJ基準の定めがあるか?

ある ↓ 「適用しなければならない」

リスク又は機会に具体的に適用されるSSBJ
基準の定めを適用しなければならない(適用
基準 第49項・第50項)

ない ↓

次の情報を識別するために判断を行う(同 第49項・第51項)

- 主要な利用者の意思決定に関連性がある情報
- 当該リスク又は機会を忠実に表現する情報

必須

「参照し、その適用可能性を
考慮しなければならない」

- SASBスタンダードにおける開示トピック
に関連する指標を参照し、その適用可能
性を考慮しなければならない(同 第52
項・第53項)
- 考慮した結果、適用しないと結論付ける場
合もある(同 第52項)

任意

「参照し、その適用可能性を
考慮することができる」

- 「CDSBフレームワーク適用ガイド」(同 第54項)
- 「他の基準等」
- 「同業他社等」によって開示された指標を含む情報
(有用かつSSBJ基準に矛盾しない範囲で)(同 第55項)
- 「GRI基準」
- 「ESRS」

出所: SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料www.ssb-j.jp/jp/wpcontent/uploads/sites/6/2025_06.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

Step 1のリスク及び機会の識別
では利用できない点に留意

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(5/5)

Step3 重要性の判断

IV. 識別したリスク及び機会に関する重要性がある場合の情報の識別

情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得るかどうか「情報に重要性があるか」を評価する際、利用者の特性及び企業自身の状況を考慮しなければならない(適用基準 第 56 項)。

重要性の判断は、個別に又は他の情報と組み合わせて開示全体の文脈において評価し、定量的要因及び定性的要因(例: リスク又は機会の影響の規模及び性質)の両方を考慮しなければならない(同 第 57 項)。

将来事象に関する情報の重要性判断は、(1) 短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える潜在的な影響「考えられる結果」、(2) 考えられる結果の範囲及び発生可能性を考慮しなければならない(同 第 58 項)。

状況及び仮定の変化を考慮し、各報告期間の末日において重要性の判断を再評価しなければならない(同 第 59 項)。



「重要性がある」とは

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報を省略・誤表示・不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む報告書に基づいて、財務報告書の「主要な利用者が行う意思決定」に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう(適用基準 第4 項)。

情報に重要性がない場合、開示する必要はない。(同 第 22 項)。

「主要な利用者が行う意思決定」とは

主要な意思決定は、企業への資源提供に関連し、以下を含む(同 BC106項):

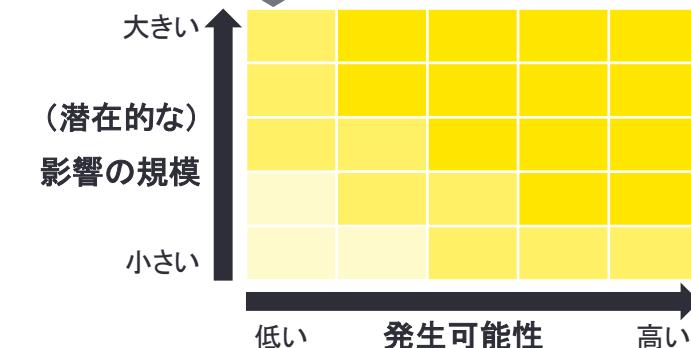
資本性・負債性金融商品の
購入、売却、保有

貸付など信用供与又は決済

経営者の行動に影響を与える
投票や権利行使

これらの意思決定は、配当や利息、価格上昇などの期待リターンに依存し、その期待は企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性、及び企業の経済的資源に係る経営者等の受託責任評価に基づく(同 BC107項)。

個別に、又は、発生可能性は低いものの影響が大きい結果に関する他の情報と組み合わせて、重要性がある場合がある



重要性があると
判断される可能
性が高い

出所: SSBJハンドブック「識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断」
www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250829_02.pdf
(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

気候基準に関するキーワードの調査結果と課題

「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」
「経営支配力」「財務支配力」「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」

戦略の開示

検索
ワード

財務的影響*

選定理由 SSBJ基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、現在の及び予想される財務的影響を理解できるようにする情報を開示が求められる。

*「財務影響」も同義とみなしカウントしている。

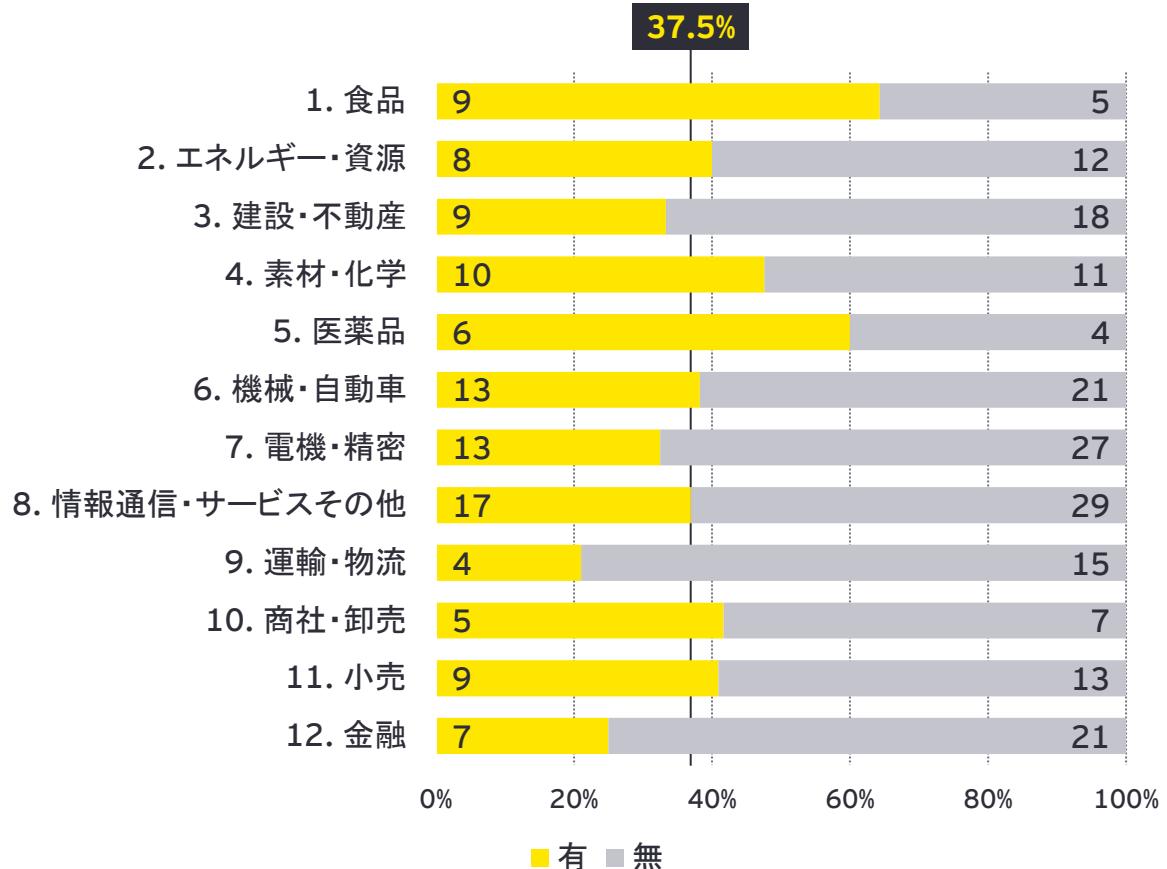
調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **110社 (37.5%)**

次年度に向けて

- 主に気候関連の開示において、約4割の企業で「財務的影響(財務影響)」というキーワードの記載が確認されました。
- 今後は、気候以外の重要性があるトピックについても、定量的情報の算定(定量的情報を提供しないとの判断を含む)など、サステナビリティ関連のリスク及び機会が財務諸表にどのような影響を与えたか、または与えると予想されるかについて、理解可能な情報を提供する必要があります。
- また、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表において報告される情報との間のつながりを識別・説明することで、財務諸表における情報を補足または拡充する内容としての開示が期待されています。

基準の解説はP23



気候関連の指標(1/4)

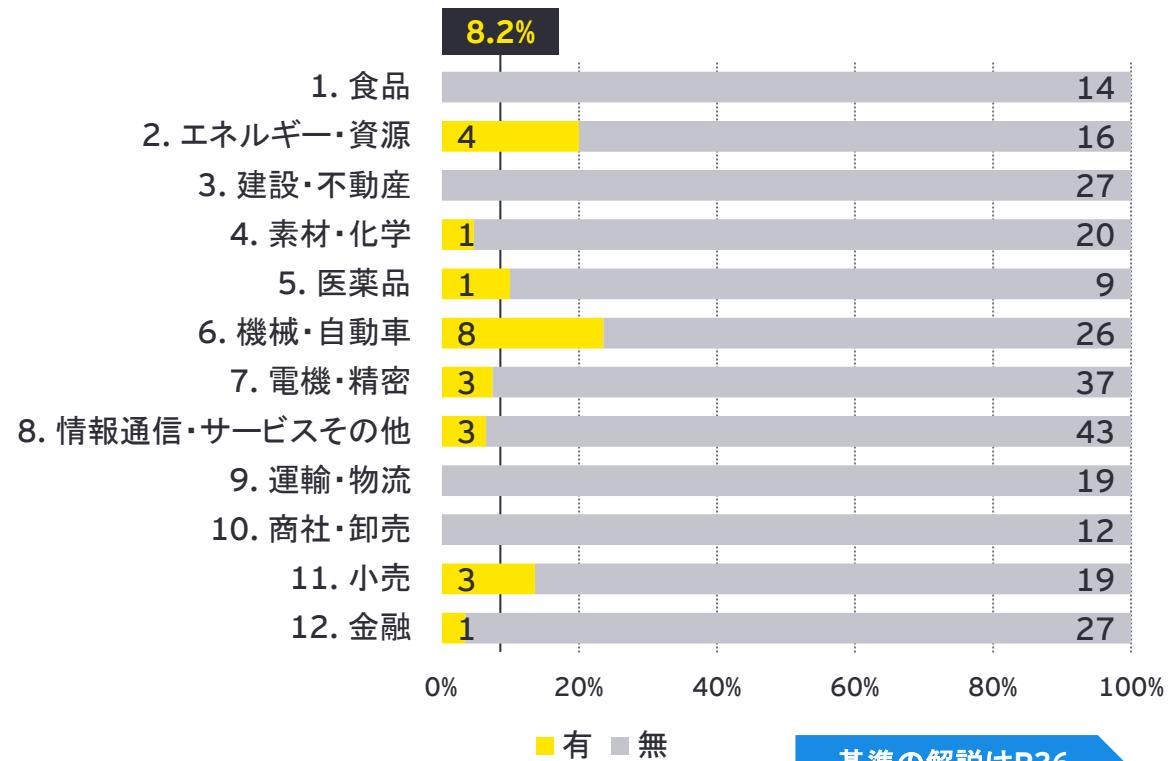
検索
ワード資本投下^{*1}

選定理由 気候関連のリスク及び機会に対応するため、実際にどの程度の資本的支出・ファイナンス・投資を行ったかを理解するにあたり有用な情報

*1 「投下資本」も加え、SSBJハンドブックを参考に「研究開発費」、「設備投資額」もカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 24社 (8.2%)

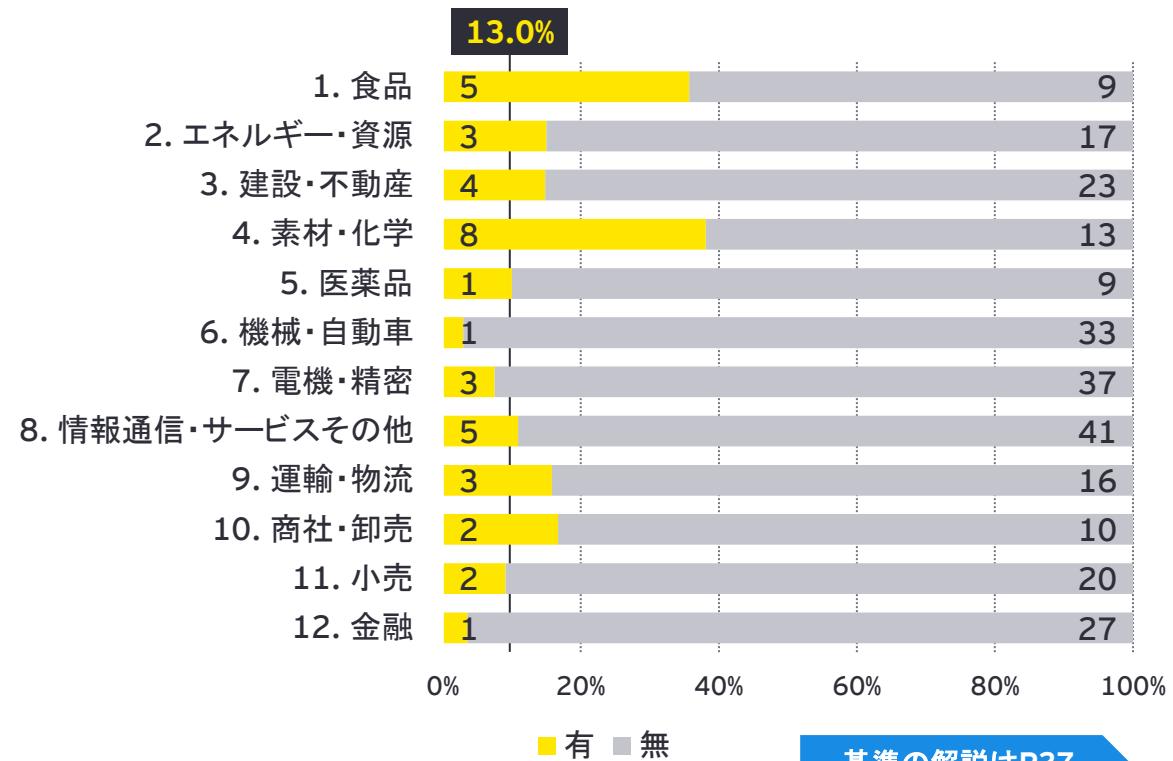
検索
ワード内部炭素価格^{*2}

選定理由 内部炭素価格を意思決定に用いている場合には、その内容について開示することが主要な利用者にとって有用な情報

*2 「インターナル(・)カーボン(・)プライシング」も同義とみなしカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 38社 (13.0%)



気候関連の指標(2/4)

検索
ワード

GHGプロトコル

選定理由 SSBJ基準では、原則として「GHGプロトコル(2004年)」に基づいたGHG排出の測定が求められている。

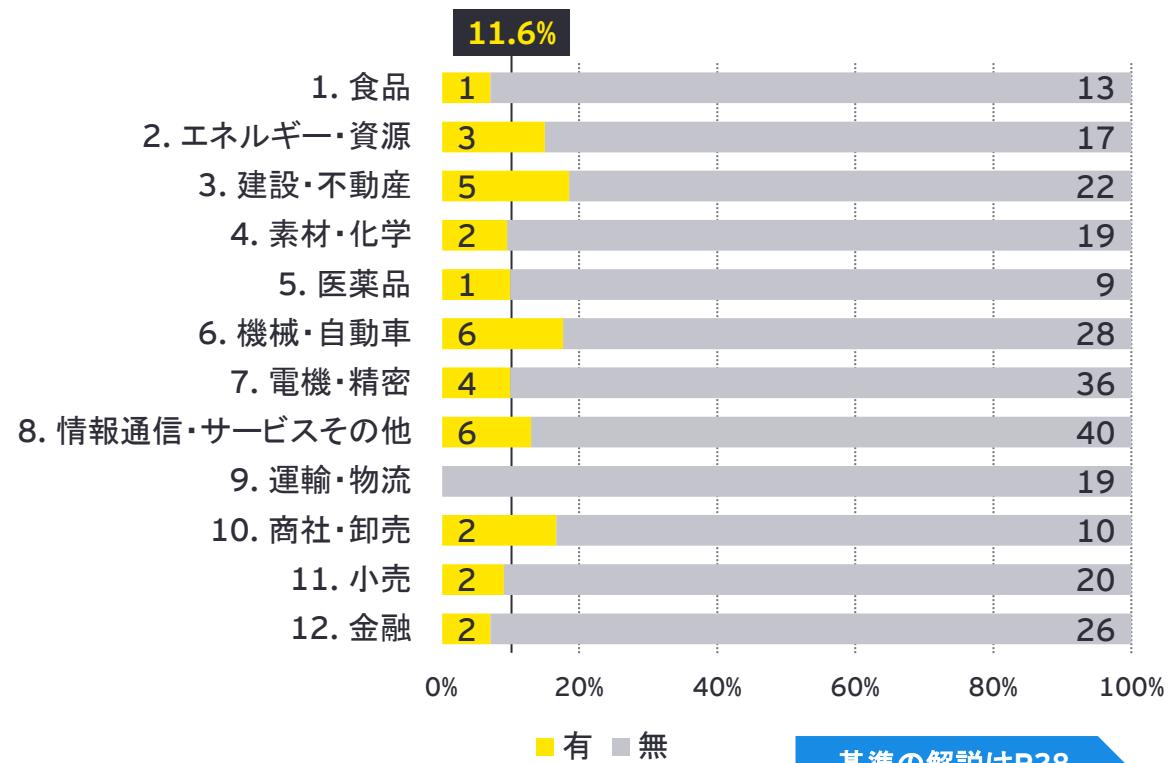
検索
ワード経営支配力
財務支配力*

選定理由 「GHGプロトコル(2004年)」に基づいたGHG排出の測定にあたり、集計範囲を決定するために選択するアプローチ

* 「持分割合」も検索したが、該当はなかった。

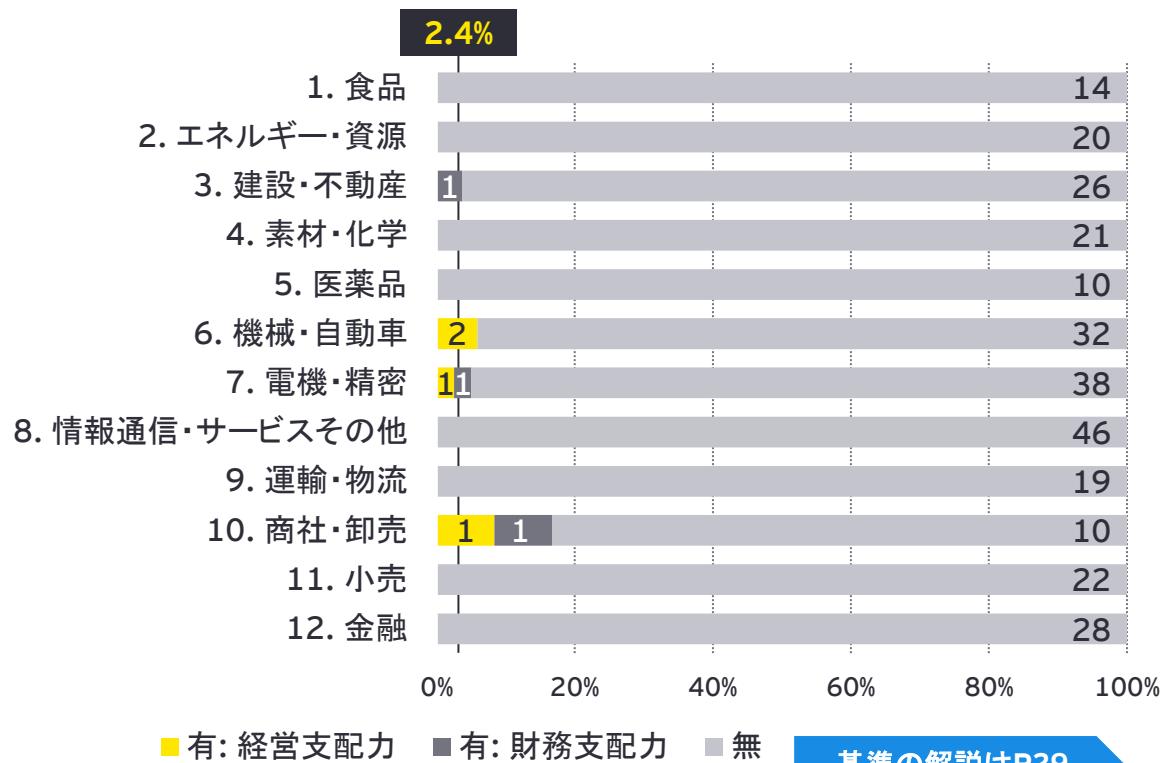
調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 34社 (11.6%)



調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 7社 (2.4%)



気候関連の指標(3/4)

検索
ワード

ロケーション基準 *1

選定理由 スコープ 2 温室効果ガス排出を測定する方法

*1 「基準」を「ベース」と記載する場合も同義とみなしカウントしている。

検索
ワード

マーケット基準 *1, 2

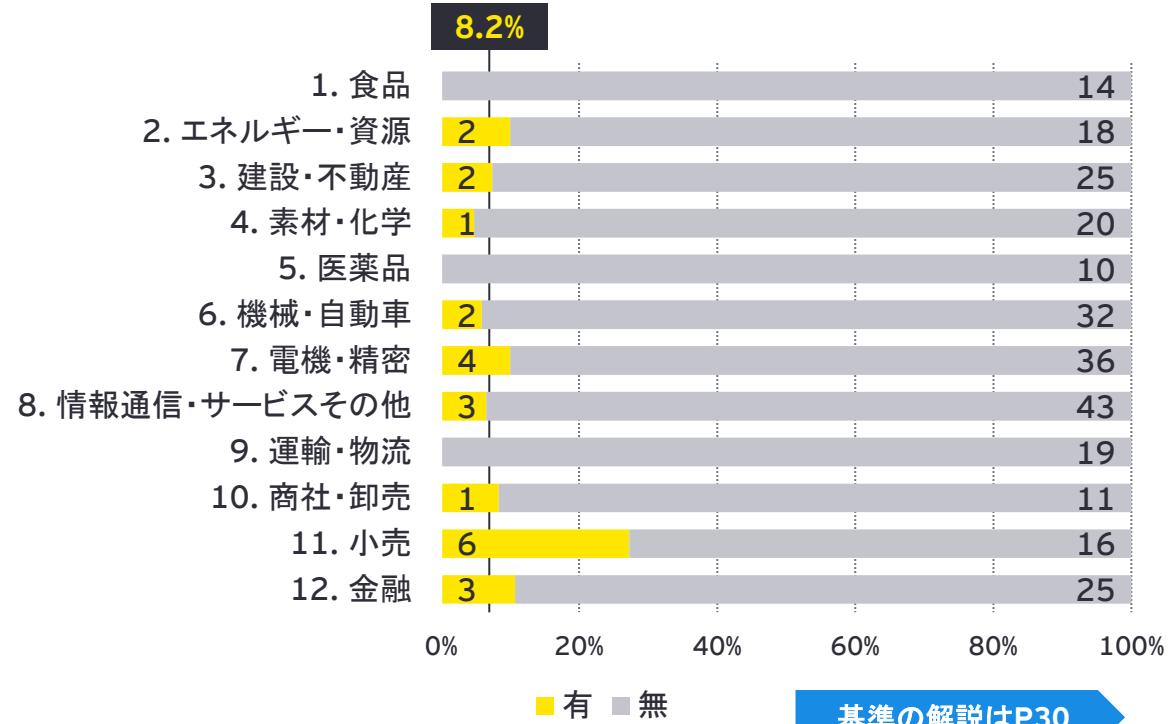
選定理由 スコープ 2 温室効果ガス排出を測定する方法

*2 「契約証書」も検索したが、該当はなかった。

調査結果

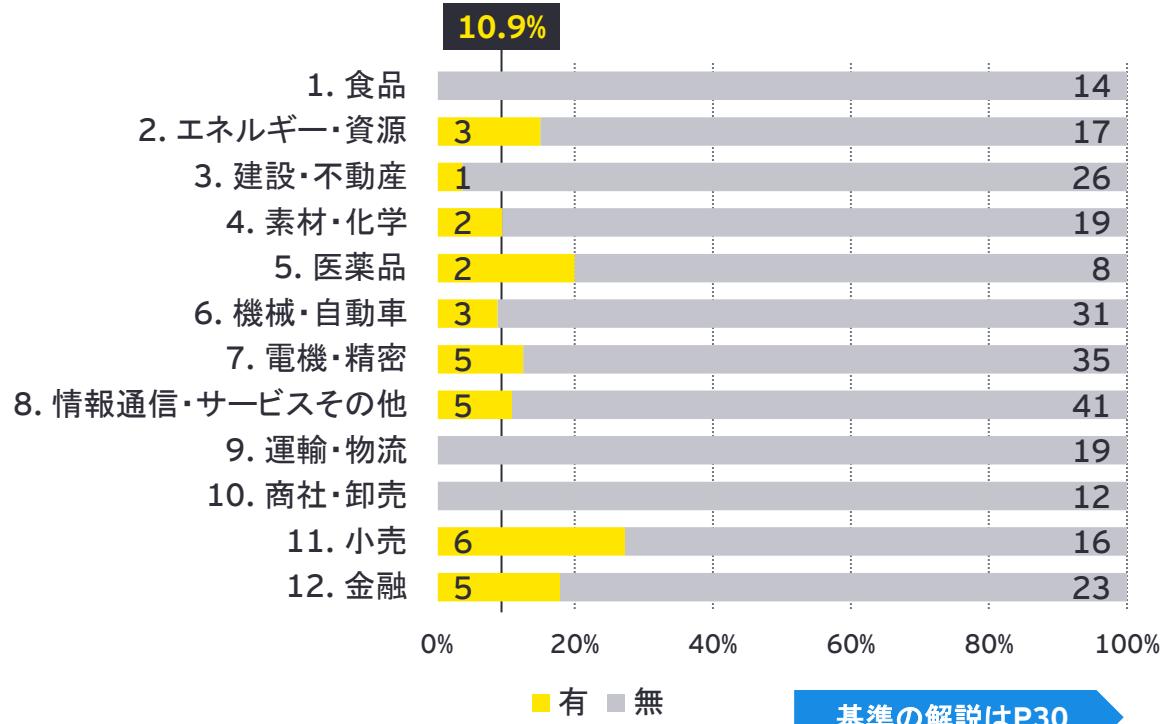
サステナビリティに関する考え方及び取組: 24社 (8.2%) *3

*3 「ロケーション基準」と「マーケット基準」の両方を記載する企業が、21社あった。



調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 32社 (10.9%) *3



気候関連の指標(4/4)

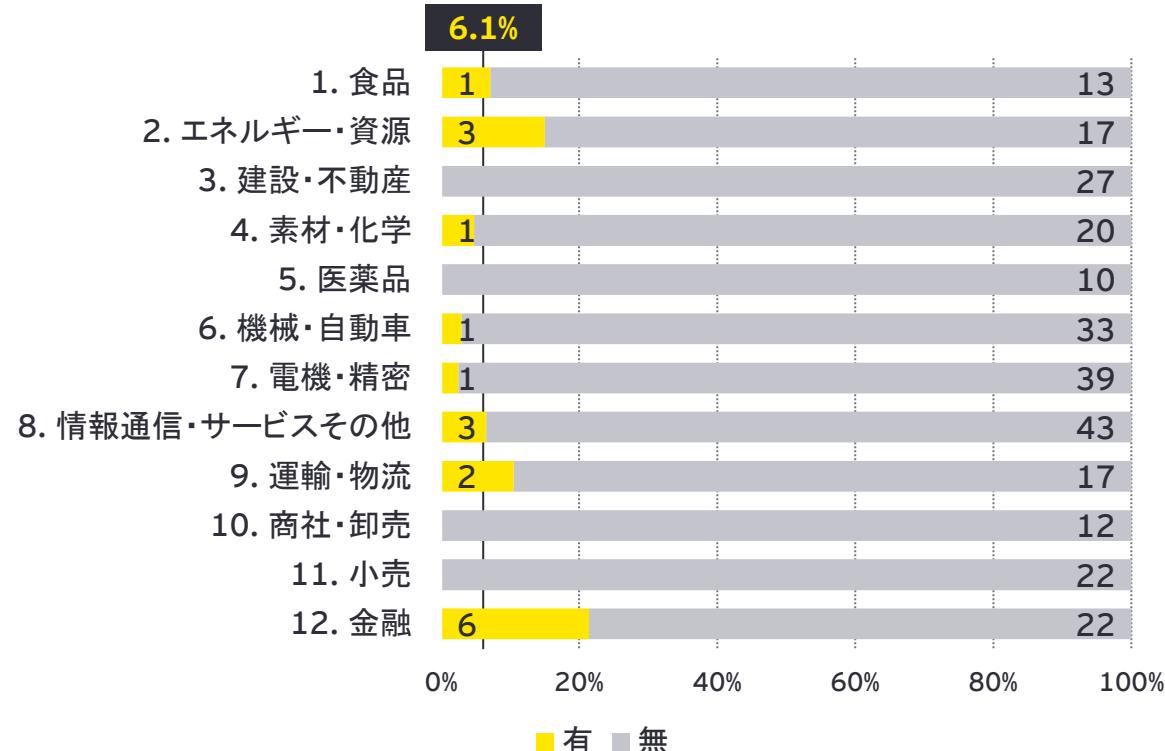
検索
ワード

カーボン・クレジット*

*「カーボンクレジット」も同義とみなしカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 18社 (6.1%)



次年度に向けて

- 気候関連の指標に関する各種ワードについては、記載している企業は現時点では多くは見られません。
- 「資本投下」指標は、企業が実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス、または投資を行ったかを把握するための実績ベースの情報であり、財務諸表作成の過程で把握されているデータを活用できると考えられます。そのため、財務情報とのコネクティビティを踏まえた情報収集体制の構築が求められます。
- 「内部炭素価格」については、意思決定に活用するか否か、活用している場合にはその適用方法など、企業としての方針を明確にする必要があると考えられます。
- 温室効果ガス排出量の測定に関しては、企業は測定基準(例: GHGプロトコル)、測定アプローチ(例: 経営支配力アプローチ)、さらに「マーケット基準」の採用有無などについて方針を定める必要があります。契約証書に関する情報を開示する方針を探る場合も含め、選択した測定アプローチに準じた情報収集体制の整備が求められます。
- また、特に製造業に属する企業においては、2050年ネットゼロなど温室効果ガス排出量の純量目標を掲げる場合、削減努力に加えて、削減が困難な排出分を補完するための「カーボン・クレジット」の使用に関する方針の決定が重要です。
- SSBJ基準の適用に向けて、多くの企業において気候関連の指標についても収集における方針の策定、方針に基づく収集が行われるための内部統制の整備について、さらなる検討が必要になると考えられます。

基準の解説はP25~30

気候基準に関するキーワードの概要解説

「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」
「経営支配力」「財務支配力」「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」

検索
ワード

財務的影響

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない（気候基準 第21項）。

(1) 現在の財務的影響:

気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2) 予想される財務的影響:

気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響

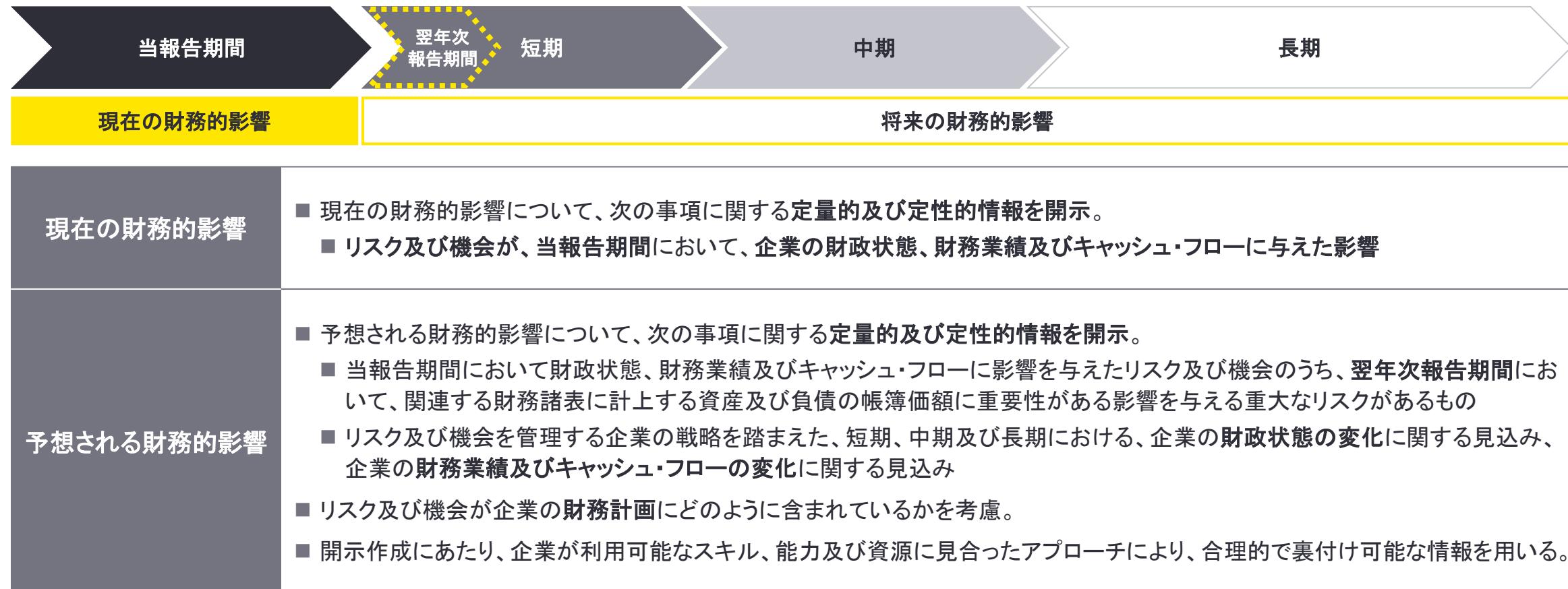
財務的影響に関する
定量的情報の開示が
免除される場合

- 次のいずれかであると判断する場合には、現在の及び予想される財務的影響について、定量的情報を開示する必要はない
 - 影響を区分して識別できない
 - 影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない
- 定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない。
- 定量的情報を提供する必要ないと判断した場合、次の開示を行わなければならない。
 - 定量的情報を提供しない理由
 - 当該財務的影響に関する定性的情報（サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を含む。）
 - 複合的な財務的影響に関する定量的情報（有用でないと企業が判断する場合を除く）

出所: SSBJハンドブック「財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250430_05.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

「財務的影響」(2/2)

■ 財務的影響: リスク及び機会が財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える影響



出所: EY「Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説 2025 年 6 月」www.ey.com/content/dam/ey-unified-site/ey-com/ja-jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/documents/ey-japan-ifrs-applying-ifrs-2025-09-30.pdf およびSSBJハンドブック「財務的影響の開示と財務諸表との関係」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250430_04.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

産業横断的指標等－「資本投下」

検索
ワード

資本投下

産業横断的指標等に関する開示で、資本投下を開示しなければならない。(気候基準 第46項)

資本投下に関する開示で、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならない。(同 第82項)

資本投下に関する 情報	<ul style="list-style-type: none"> 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の数値(実績値、データは財務諸表作成過程で把握)を開示。
「気候関連のリスク 及び機会に投下された 資本的支出、ファイナ ンス又は投資」とは	<ul style="list-style-type: none"> 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理し、開示の対象を決定することが考えられる。 このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのようなものが含まれるのかに關しても、あわせて開示することが考えられる。
開示を作成するに あたっての考慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 資本投下に関する開示を作成するにあたり、次の事項を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 産業別の指標が、資本投下に関する開示の定めの全部又は一部を満たすために用いることができるかどうか 資本投下に関する開示の定めを満たすために開示される情報と、関連する財務諸表において開示される情報とのつながり

出所: SSBJハンドブック「資本投下に関する開示」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_03.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

産業横断的指標等－「内部炭素価格」

検索
ワード

内部炭素価格

産業横断的指標等に関する情報として、内部炭素価格を開示しなければならない（気候基準 第46項）。内部炭素価格に関する情報を開示しなければならない（同 第83項）：

- (1) 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、① 内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）、及び② 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）
- (2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

「内部炭素価格」とは

- 「内部炭素価格」とは、投資、生産及び消費のパターンの変化並びに潜在的な技術上の進歩及び将来の排出削減コストの財務的影響を評価するため企業が使用する価格をいう。
- 内部炭素価格はさまざまな目的で用いられ、企業がよく用いる内部炭素価格には、次のようなものがあると考えられる。
 - シャドー・プライス
理論上のコスト又は名目上の金額であり、企業はそれを請求しないものの、リスクの影響、新たな投資、プロジェクトの正味現在価値、さまざまな取組みの費用対効果など、経済的な影響又はトレードオフを理解するために使用。
 - 内部税又は手数料
事業活動、製品ライン又は他の事業単位に対して温室効果ガス排出に基づいて請求される炭素価格。内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似。

「意思決定に用いて いる場合」とは

- 内部炭素価格を「意思決定に用いている場合」には以下のような例がある。
 - 排出の多い事業の見直し、低炭素製品の研究開発への投資判断、再生可能エネルギーの使用拡大のための投資判断、エネルギー効率の高い設備への投資判断、気候関連のシナリオ分析、移行リスクの財務的影響の計算
 - 意思決定に用いている内部炭素価格のみが開示対象とされる。
 - 例えば、排出削減コストを計算するために内部炭素価格を使っていても、個別の投資判断に用いていない場合は、「意思決定に用いていない」として開示する必要がある。

出所：SSBJハンドブック「内部炭素価格」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_04.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

検索
ワード

GHGプロトコル

原則として、産業横断的指標等に関連して、温室効果ガス排出を開示しなければならない(第46項)。温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」(以下「『GHGプロトコル(2004年)』」という。)に従って測定しなければならない(気候基準 第49項)。

GHGプロトコルにおけるGHG排出の測定のステップ

- 「GHGプロトコル(2004年)」では、GHG排出の測定のステップとして、報告企業としてGHG排出を集計する範囲(組織境界及び活動境界)を確定した後、自社の事業と関連のあるGHG排出源について、直接排出をスコープ1、間接排出をスコープ2及びスコープ3として特定及び分類することが示されている。
 - (1) 組織境界: 報告企業として報告するGHG排出を集計する範囲。持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチに基づき決定される
 - (2) 活動境界: 集計する直接排出及び間接排出の範囲。スコープ1、スコープ2及びスコープ3の概念により定義される

組織境界の設定

活動境界の設定

GHG排出源の特定・活動データの収集

GHG排出量の算定

※原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の当局又は企業が上場する取引所が異なる方法を用いることを要求している場合(例えば温対法)、当該方法を用いることができる

出所: SSBJハンドブック「自社の温室効果ガス排出源をどのように特定すればよいか」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250829_11.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出ー「経営支配力」「財務支配力」

検索
ワード

経営支配力、財務支配力

「GHGプロトコル(2004年)」に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、報告企業が連結財務諸表を作成している場合の親会社(連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は、個別財務諸表を作成する企業)は、報告企業として報告する温室効果ガス排出を集計する範囲を決定する方法について、次のうち1つを選択しなければならない(気候基準 第60項)。

- (1) 持分割合アプローチ
- (2) 経営支配力アプローチ
- (3) 財務支配力アプローチ

測定アプローチの定義

- SSBJ基準ではGHGプロトコル(2004年)に基づき、次のとおり定義。
 - (1) 持分割合アプローチ
子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、持分割合相当を含めて測定。
 - (2) 経営支配力アプローチ
子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該投資先の経営方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の100%を含めて測定。
 - (3) 財務支配力アプローチ
子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該投資先の財務方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、経済的実質を反映する割合において当該投資先の温室効果ガス排出量を含めて測定。

財務会計上の連結の範囲との関係

- サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告企業を対象とするが、温室効果ガス排出の集計範囲については例外的に、選択した測定アプローチに従って決定され、基本的に財務会計上の連結範囲と異なる。ただし、測定アプローチの選択によっては一致することもある。

出所: SSBJハンドブック「測定アプローチ別の温室効果ガス排出の集計範囲」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250630_07.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出－「ロケーション基準」「マーケット基準」

検索
ワード

ロケーション基準、マーケット基準

スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない（気候基準 第53項）。

スコープ2温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第53項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる（同 第54項）。

「ロケーション基準」とは

地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

「マーケット基準」とは

電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいう。（気候基準第6項）。

必須

ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出量



該当する場合*

契約証書に関する情報
又は
マーケット基準によるスコープ2GHG排出量

* 主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報
がある場合

出所: SSBJハンドブック「スコープ2 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250630_05.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

検索
ワード

カーボン・クレジット

温室効果ガス排出の純量目標がある場合、目標達成のために使用する計画があるカーボン・クレジット使用する計画があるカーボン・クレジットについて、次の事項を開示しなければならない(気候基準 第97項及び第99項)。

- 純量目標達成のために、カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度
- 使用するクレジットが検証・認証された第三者スキームの名称
- カーボン・クレジットの種類。以下の2点を含む:
 - ①自然に基づくものか技術に基づくものか
 - ②炭素削減か炭素除去か
- 利用者が信頼性・十全性を理解するために必要な追加情報(例: 永続性に関する仮定など)

「カーボン・クレジット」とは

カーボン・クレジットを付与する制度等によって発行され、GHG排出の削減又は除去を表す単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、付与され、追跡され、無効化される(第6項)。

開示にあたっての
留意事項

- 使用目的、使用範囲、使用時期、種類、数量などが不明確な場合、目標達成の透明性・信頼性が確保できない可能性がある。具体的な使用計画があるクレジットのみが開示対象。
- 質に関する情報が不足している場合、オフセットとして認められない可能性がある。

出所: SSBJハンドブック「カーボン・クレジット」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_06.pdf(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出目標－「カーボン・クレジット」(2/2)

■ 主なカーボン・クレジットの種類

種類	解決策	
自然に基づくもの (自然の炭素吸収を増進させることにより大気の温室効果ガスを低減させる方法)	炭素削減・排出回避	REDD+ (途上国における森林減少及び森林劣化に由来する排出の抑制、森林保存、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強)等
	炭素除去・炭素吸収	植林・再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林管理、草地保全等
技術に基づくもの (科学的な技術により大気の温室効果ガスを低減させる方法)	炭素削減・排出回避	再生可能エネルギー、設備効率改善、燃料転換、輸送効率改善、廃棄物管理等
	炭素除去・炭素吸収	Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCs)、Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage (BECCS)等

■ 国内外の主なカーボン・クレジット制度

制度	概要
我が国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
J-クレジット制度	経産省・環境省・農水省が運営。省エネ・再エネ・森林など幅広く認証。
外国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
二国間クレジット制度(JCM)	途上国での脱炭素技術導入等による削減量を評価し、日本のNDC(国別削減目標)達成に活用。
Verified Carbon Standard(VCS)	森林や土地利用に関連するプロジェクト(REDD+を含む)など多様なプロジェクトを実施。
Gold Standard(GS)	自らVER(Verified Emission Reductions)を発行。CDMに独自基準を加え認証する取組みも実施。

出所: SSBJハンドブック「カーボン・クレジット」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_06.pdf、
および経済産業省「カーボン・クレジット・レポート」www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003-f.pdf(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

Appendix 参考リンク集(2025年10月24日アクセス)

項目	組織	リンク
サステナビリティ開示基準	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards.html
SSBJ基準用語集	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250331_01.pdf
SSBJハンドブック	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/related_information/handbooks.html
SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf
「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」(2025年3月期提出用)	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/news_release/402849.html
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等	金融庁	www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html
コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)	東京 証券取引所	www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005ln9.pdf

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準（総称してIFRS基準）を含む国際財務報告基準（IFRS）を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポートинг・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース（人材と知識）の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポートинг・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限责任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp